**運営指導における主な指導事項等**

**【指導事項】(改善報告書の提出を求めるもの)**（R7.5版）

|  |
| --- |
| **<施行条例・基準省令>****従業者の員数**（条例第３３４条、省令第２条）〇　薬剤師は常勤換算方法で入所者の数を３００で除した数以上を配置すること。**介護保険施設サービスの取扱方針**（条例第３４６条・省令第１３条）○　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年２回以上定期的に実施したことを明確に記録すること。　○　身体的拘束等を開始（継続）する場合は、拘束開始までに家族等の同意を得ること。**口腔衛生の管理**（条例第第３５０条の３・省令第１７条の３）〇　歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士からの技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に見直すこと。　〇　施設の従業者又は歯科医師等が入所者毎に施設入所時及び月に１回程度の口腔の健康状態の評価を実施すること。（参考）「[リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について](https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001227996.pdf)」 |

**【注意事項】(改善報告書の提出を求めないもの)**

|  |
| --- |
| **<施行条例・基準省令>****従業者の員数**（条例第３３４条、省令第２条）〇　薬剤師は常勤換算方法で入所者の数を３００で除した数以上を配置すること。〇　看護職員の員数を看護・介護職員の総数の７分の２程度とすること。**口腔衛生の管理**（条例第第３５０条の３・省令第１７条の３）〇　歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士からの技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に見直すこと。　〇　施設の従業者又は歯科医師等が入所者毎に施設入所時及び月に１回程度の口腔の健康状態の評価を実施すること。**業務継続計画の策定等**（条例第３６０条の２、省令第２６条の２）〇　すべての従業者に対し、業務継続計画に係る研修及び訓練を年２回以上定期的に実施したことを明確に記録すること。〇　新規採用職員に対し、業務継続計画に係る研修を実施し、明確に記録すること。**非常災害対策**（条例第３６２条、省令第２８条、水防法第15条の3第5項）〇　浸水想定区域における避難確保計画に基づく避難訓練を実施すること。〇　非常災害対策計画に「施設の立地条件」及び「避難を開始する時期、判断基準」を追記すること。（参考）[介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（厚生労働省）](https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/guideline/pdf/161027_sankosiryo05.pdf)**掲示**（条例第３６５条、省令第３１条）〇　施設内の見やすい場所に、運営規程の概要等の重要事項を掲示すること。**虐待の防止**（条例第３７０条の２、省令第３６条の２）〇　すべての従業者に対し、虐待の防止のための研修を年２回以上実施したことを明確に記録すること。**<告 示>****夜勤職員配置加算**〇　算定に際し、実配置人員数を根拠としていた。定められた算定方法等によること。**褥瘡マネジメント加算**〇　褥瘡ケア計画について、説明者の氏名及び本人または家族に説明し適切に同意を得たことを明確に記録しておくこと。**高齢者施設等感染対策向上加算**〇　第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること、協力医療機関等との間で感染症（新興感染症を除く。）の発生時等の対応を取り決めて、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していることについて確認できなかった。第二種協定指定医療機関及び協力医療機関等との間で取り決めた内容を書面等で明確にすること。**サービス提供体制強化加算**○　算定に際し、継続して加算要件を充足していることが明らかとなるよう、福祉事務所が示す様式に基づき、毎年度必要な計算書を作成すること。 |

**施行条例：介護保険法施行条例**

**基準省令：介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準**

**告示：指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準**